

インフォームド・コンセント元年

「患者の権利」を考える

昨年、防治会は設立 25 周年を迎え、私たちは新たな四半世紀へと歩みを始めた。思い起こせば、防治会が設立当時に掲げた理念とは、当時（1970 年代）のわが国の産業化の進展の中で、資本の論理によってしばしば踏みじられていた労働者の健康権を擁護することであった。現在、いずみの病院となって患者層もかわり、ことさらに労働者の健康権と言っても、もうひとつピンと来にくいのが現状となっている。

だが、当たり前の話だが、労働者はわれわれのような医療機関に患者として来ている。労働者の健康権の中には、リスボン宣言的な意味合い*においての「患者の権利」が当然に含まれている。逆に言えば、防治会設立当時からわれわれの医療理念には「リスボン宣言の尊重」が内在していたと、私は理解している。

私にはあるこだわっている経験がある。1999 年、当時のカルテ開示法制化論議を受けるかたちで、日本医師会が診療情報提供指針をつくり、各医療機関における遵守を指令した。当時梅ノ辻病院にいた私はこれを受けて院内規程案策定にあたったが、結局のところ防治会内で議論が煮詰まらず、防治会の診療情報提供規程は目の目を見なかった。

他のどこよりも患者の権利性について鋭敏でなければならないはずの防治会がこれではいけないと思った。変えなくては。これが、その後いずみの病院でのカルテ開示などにいたる私の問題意識の原点となった。

個人情報保護法全面施行

さて、今年は個人情報保護法全面施行が始まる年である。本法の背景には、自己情報コントロール権の考え方があり、医療に即して言えば、こと医療情報の扱いに関しては、「医療の主人公は患者」というスキームが法的に裏付けを得ることとなる。患者は自己情報の開示を求めることができ、医療機関が正当な理由なくこれを拒んだ場合、厚労相が是正命令を行うことすら、本法では規定されている。患者にとって、自己情報へのアクセスは格段に向上するはずである。

だが一方で、医療現場の現状を考えると、新たに色々と難儀が発生する可能性もあるのである。患者の側はというと、せっかく入手しやすくなった診療情報を、今度はどう受容し、扱えば良いか、途方に暮れてしまう局面が増えてくる可能性がある。逆に医療側は、訴訟ストレスに襲われ、筋武装のような状態で患者に接するような事態にならないか。いずれにせよ、両者のコミュニケーションの断絶がかえって拡がるおそれがある。

以上の状況をふまえ、また、当院の理念と照らし合わせてみるならば、当院における患者と医療者とのパートナーシップやインフォームド・コンセントについて、今一度、抜本的に考えてみる必要があるのではないか。個人情報保護法を期に、本年をいずみの病院における「インフォームド・コンセント元年」と位置づけたく思う。

具体案について

ひとつには、診察や患者説明の場面における面接技法の問題である。パターンリズムや医療者本位の誘導に陥らない、面接技術の一定程度の水準を病院全体として保証する何らかの仕掛けはできないものか？

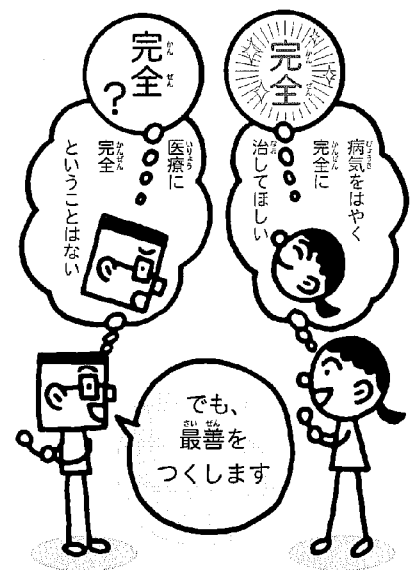
また、これは医師だけの問題ではない。例えば、患者説明のさいの看護者の同席のあり方も重要な問題だ。心理的支援を担い得る看護者のあり方について、たえず研究が必要ではないかと思う。

さらに、患者の側に自己情報コントロール力をつけていただくための手立ても求められる。例えば、当院では「私のカルテ」という日本病院会作成の小冊子を実費販売している。これをただ売だけではなく、活用方法について医師等が積極的に患者にアドバイスするとかも検討に値するんじゃないだろうか。

あるいは、1 Fにあるビデオ・図書コーナー。蔵書もほとんどなく、患者の自主学习コーナーとしてはまだまだ役不足である。充実が求められる。

以上述べたような取り組みを総合すると、これらは病院をあげての、いわば「インフォームド・コンセント推進総合計画」になる。当院にとって、本年の重点施策の一角に加えるべきプロジェクトだと私は思うのだが、如何だろうか？

*注：リスボン宣言……患者の権利に関する世界医師会（WMA）の宣言。良質の医療を受ける権利、選択の自由の権利、自己決定の権利、情報を得る権利、機密保持を得る権利、尊厳を得る権利等からなる。



COML 編「新・医者にかかる 10 箇条」より